

石川県公報

平成25年7月2日
第12608号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

| 規 則 | 目 次 |
|------------------------------|--------------------------------------|
| ○石川県組織規則の一部を改正する規則 (行政経営課) 1 | ○県道の供用の開始 (同) 3 |
| ○救急病院の認定 (地域医療推進室) 1 | ○政府調達に関する協定に係る入札公告 (医療対策課) 3 |
| ○保安林の指定 (森林管理課) 1 | ○土地改良区の役員退任公告 (経営対策課) 5 |
| ○保安林の指定 (同) 2 | ○土地改良区の役員就任公告 (同) 5 |
| ○県道の区域の変更 (道路整備課) 2 | ○土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告 (同) 5 |

規 則

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十九号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和三十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「ほか」の下に「企画振興部に企画振興部課長を」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

石川県告示第288号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成25年7月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 認定年月日 | 認定の有効期限 |
|----------|--------------|-----------|------------|
| 映寿会みらい病院 | 金沢市鞍月東1丁目9番地 | 平成25年7月1日 | 平成28年6月30日 |

石川県告示第289号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年7月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林の所在場所
珠洲市宝立町春日野へ字37
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第290号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年7月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林の所在場所

白山市白峰十号8の1、9から11まで、12の1、12の2、13の1

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林の所在場所

白山市瀬波未1の1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

雪崩の危険の防止

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第291号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成25年7月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成25年7月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 道路の区域 | | | 関係図面の縦覧場所 | |
|-------|---------------------------------------|-----|------------|-----------|----------------------|
| | 変更の区間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) | | 延長(m) |
| 折戸飯田線 | 珠洲市東山中町二部26番1地先から 珠洲市東山中町四部11番地先まで | 旧 | 6.40～7.00 | 45.5 | 珠洲土木 事務所 維持管理課 |
| | | 新 | 6.60～10.70 | 45.5 | |

石川県告示第292号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成25年7月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成25年7月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 関係図面の縦覧場所 |
|-------|---------------------------------------|-----------|----------------------|
| 折戸飯田線 | 珠洲市東山中町二部26番1地先から 珠洲市東山中町四部11番地先まで | 平成25年7月2日 | 珠洲土木 事務所 維持管理課 |

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年7月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

- 購入件名及び数量
手術支援ロボット 一式
- 調達件名の特質等
入札説明書による。
- 納入期限
平成25年12月27日
- 納入場所
石川県立中央病院
- 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成25年石川県告示第83号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を平成25年7月26日（金）までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績を有すること。

(2) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局経理課用度係 電話番号 076-238-7859

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成25年8月12日(月)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成25年8月12日(月)午後1時30分 石川県立中央病院管理局会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

A robot for endoscopic surgery 1 set

(2) Delivery date

By 27 December 2013

(3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Central Hospital

(4) Time limit of tender

Noon 12 August 2013

(5) Contact point for the notice

Fiscal Division Ishikawa Prefectural Central Hospital

2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920-8530 Japan TEL 076-238-7859

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年7月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

泉用土地改良区

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 | 退任年月日 |
|-----|---------|---------------|------------|
| 理 事 | 山 科 正 一 | 金沢市西泉1丁目156番地 | 平成25年4月14日 |

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成25年7月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

泉用土地改良区

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 | 就任年月日 |
|-----|---------|--------------|------------|
| 理 事 | 野 村 久 憲 | 金沢市泉2丁目26番1号 | 平成25年4月15日 |

土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成25年7月3日から同月31日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議を申し出ることができる。

平成25年7月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 事業を行う者の名称 | 事 業 名 | 縦覧に供する書類 | 縦 覧 場 所 |
|--------------|---------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 手取川七ヶ用水土地改良区 | 非補助土地改良事業 (維持管理) | 変更に係る土地改良事業 計画書の写し | 金沢市役所、白山市役所、 野々市市役所及び川北町役場 |

